

平成 29 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

平成 30 年 9 月

農林水産省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成 29 年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進.....	10
（1）公益重視の管理経営の一層の推進	11
① 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	11
ア 国有林野の機能類型区分	11
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	15
② 路網の整備	17
③ 治山事業の実施	19
④ 地球温暖化対策の推進	23
⑤ 生物多様性の保全	27
（2）森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献・・	29
① 林業の低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	29
② 林業事業体の育成	33
③ 民有林と連携した施業の推進	35
④ 森林・林業技術者等の育成	37
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	39
（3）国民の森林としての管理経営	41
① 双方向の情報受発信	41
② 森林環境教育の推進	43
③ 森林の整備・保全等への国民参加	47

ア	NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	47
イ	木の文化を支える森づくり	48
ウ	分収林制度による森林づくり	51
2	国有林野の維持及び保存	54
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	55
①	森林の巡視及び境界の保全	55
②	森林病虫害の防除	57
③	鳥獣被害の防除	59
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	63
①	「保護林」の設定及び保護・管理の推進	63
②	「緑の回廊」の整備の推進	67
③	希少な野生生物の保護の推進	69
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	71
⑤	環境行政との連携	71
3	国有林野の林産物の供給	74
(1)	林産物等の供給	75
(2)	国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	81
4	国有林野の活用	84
(1)	国有林野の活用の適切な推進	85
(2)	公衆の保健のための活用の推進	87

5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全	92
6	国有林野の事業運営	96
	(1) 民間委託の推進	97
	(2) 情報システムの活用	99
	(3) 計画的かつ効率的な事業の実行	101
	(4) 安全・健康管理対策の推進	101
7	その他国有林野の管理経営	104
	(1) 人材の育成	105
	(2) 地域振興への寄与	107
	(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	111
	(4) 関係機関等との連携の推進	115
	(参考)	
	1 用語の解説	116
	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	123
	(索引)	
	図及び表の索引	125
	各森林管理局の取組事例の索引	127

平成 29 年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に分布し、人工林^{*}や原生的な天然林^{*}等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、森林に対する国民の要請は公益的機能の発揮に重点を置きつつ更に多様化しており、国有林野に対しても国土の保全や地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなるとともに、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や我が国の森林・林業の再生への貢献が求められています。

これらの国民からの要請に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25 年度から、一般会計で実施する事業に移行し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営を一層推進しています。また、その組織、技術力その他各種資源を活用し、低コスト化につながる施業^{*}モデルの展開等による森林・林業の再生への貢献や、木材の安定供給等の取組を進めています。

（管理経営基本計画及び平成 29 年度の実施状況）

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10 年を 1 期とする計画で 5 年ごとに策定することになっています。

平成 29 年度は、平成 25 年 12 月に定めた平成 26 年 4 月から平成 36 年 3 月までを計画期間とする管理経営基本計画の 4 年目に当たり、国有林野を名実ともに「国民の森林」としていくため、①重視すべき機能に応じた公益的機能の維持増進、②地球温暖化防止や生物多様性の保全等の政策課題への率先した取組、③森林・林業再生に貢献するための林業の低コスト化につながる取組や民有林と連携した森林施業等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。なお、本報告は、単年度の実施状況をお伝えすることを目的とするものですが、平成 29 年度は、国有林野事業の一般会計化から 5 年目を迎える節目の年であるため、実績の経年変化が分かる図表をできるだけ掲載するようにしています。

* 右肩に「※」と書いてある用語については、その解説を 117～122 ページに記載。

(平成 29 年度の主な取組)

平成 29 年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 5つのタイプの機能類型の下で、長伐期施業[※]や育成複層林[※]へ導くための多様な施業等を実施するとともに、効果的な路網[※]整備にも取り組みました。(11、15、17 ページ)
- 台風や集中豪雨等による山地災害の復旧や被害調査等について、民有林関係者と連携して取り組みました。(19 ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐[※]等を推進するとともに、間伐材等の搬出・供給や治山施設等における木材利用を推進しました。(23 ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、平成 27 年 9 月に改正した保護林制度に基づく新たな「保護林」の保護・管理や「緑の回廊」の保全・管理、それらの地域のモニタリング調査等に取り組みました。(27、63、67、69 ページ)
- シカ等野生鳥獣による被害防止のため、地方公共団体やNPO[※]等と連携し、効果的な捕獲技術の開発・実用化等を含め、個体群[※]管理や生息環境管理、被害防除等に取り組みました。(59 ページ)
- 国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野において、外来種駆除や間伐等を一体的に行うため「公益的機能維持増進協定[※]」を締結し、施業を実施しました。(93 ページ)

(2) 森林・林業再生に向けた貢献

- コンテナ苗[※]を活用した「一貫作業システム[※]」等、地域の状況に応じた低コストで効率的な施業のための技術の開発・普及に取り組みました。(29、39 ページ)

- 計画的な事業発注や情報提供、研修フィールドの提供等により、林業事業体の育成や森林総合監理士（フォレスター）※等の森林技術者の人材育成に取り組みました。（33、37 ページ）
- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を設定し、事業計画の策定に取り組むとともに、団地内での路網の接続等を実施しました。（35 ページ）

（３）森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 森林環境教育の推進や自主的な森林づくり活動を支援するため、「遊々の森」や「ふれあいの森」等の設定によるフィールドの提供、技術指導等に取り組みました。（43、47、48 ページ）
- 森林保全等に取り組むNPOや地域住民等と連携し、森林整備活動や再生活動等に取り組みました。（47 ページ）

（４）林産物の持続的かつ計画的な供給

- 機能類型区分に応じた適切な施業の下、木材の持続的かつ計画的な供給に努め、国有林材の需要者への直送などに取り組みました。（75 ページ）
- 国産材の安定供給体制の構築のため、民有林と連携した供給による地域の川上から川下までの連携強化や、地域の需要が大きく変動した際の木材の供給調整機能の発揮を図りました。（81 ページ）

（５）効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業の民間委託や情報システムの活用等により、効率的な事業運営に努めました。（97、99 ページ）
- 収穫量の計画的な確保やコスト縮減等に取り組み、149 億円の債務返済を行いました。（101 ページ）

（６）東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災した海岸防災林の再生を進めるとともに、森林における除染に関する技術開発等のための実証事業等に取り組みました。（111 ページ）

(参考) 管理経営基本計画（平成 25 年 12 月策定）のポイント

平成 25 年度の一般会計化以降、国有林野は、「国民の^{もり}森林」として引き続き一体的に管理経営し、民有林施策との一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施することとしました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ 5 タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 間伐の実施や、主伐後の効率的な再造林等への積極的な取組等、森林吸収量の確保による地球温暖化防止への貢献
- ・ 原生的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等、生物多様性保全への貢献

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林と連携した施業や、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林経営の支援に積極的に取り組むなど、我が国の森林・林業の再生への貢献
- ・ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献

3 「国民の^{もり}森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国有林野をより開かれた「国民の^{もり}森林」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

(参考) 国有林野事業の一般会計化後 5 年間の実績

国有林野事業は平成 29 年度で一般会計化から 5 年目を迎えました。一般会計化以降、国有林野事業においては、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするために、次のような取組を実施してきました。

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ 5 タイプに区分し、育成複層林の整備や針広混交林化の促進等、公益林としての管理経営を実施しました。
- ・ 森林吸収源対策としての間伐等については我が国全体の 3 割弱に相当する、単年度当たり約 12 万 ha を着実に実施しました。また、将来にわたる吸収作用を保全・確保するため、主伐後の再生林に率先して取り組み、平成 29 年度には約 8 千 ha で実施しました。
- ・ 国民の安全で安心できる暮らしを確保するため、治山事業による災害からの復旧等を進めるとともに、大規模な山地災害が発生した際には、被災地域へ職員を派遣し、現地調査等の迅速な対応に取り組みました。
- ・ 近年の生物多様性保全に対する知見の蓄積等を踏まえ、分かりやすく効率的な保護・管理を推進するため、平成 27 年度から 29 年度にかけて保護林区分の再編を実施しました。
- ・ 野生鳥獣被害対策については、効率的な捕獲技術の実用化や国有林野への入林事務手続の簡素化等に取り組み、地域の関係行政機関等と連携しつつ、年度当たり約 1 万 2 千頭のシカ捕獲など積極的な個体群管理や共存に向けた森林整備を実施しました。

- ・ 公益的機能維持増進協定を平成 29 年度末までに 15 か所で締結し、隣接・介在する民有林と一体的に間伐の実施や外来種の駆除等に取り組みました。

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 地域における木材安定供給体制の構築を図るため、木材の持続的・計画的な供給に努めました。我が国の国産材供給量が増加する中で、国有林においても国産材供給量の 2 割弱に相当する木材を安定的に供給しました。
- ・ 低コストで効率的な作業システムを実施するため、路網と高性能林業機械※を組み合わせた効率的な作業システムによる列状間伐を推進しました。伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業システム」等に取り組み、平成 29 年度には、一貫作業システムによる伐採・造林を約 9 百 ha で実施し、平成 25 年度の約 5 倍となりました。
- ・ 地域における施業集約化の取組を支援するため、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷などに取り組み、事業の効率化や低コスト化に貢献しました。平成 29 年度末設定面積は、民有林と合わせて 39 万 ha と、平成 25 年度末時点の 1.6 倍になりました。
- ・ 国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）の育成を推進し、森林総合監理士を派遣することにより市町村森林整備計画の作成や計画達成に向けた技術支援等を実施しました（平成 29 年度末までに 176 名育成）。

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ ふれあいの森（131 か所）、木の文化を支える森（25 か所）、社会貢献の森（158 か所）、多様な活動の森（67 か所）、モデルプロジェクトの森（15 か所）の設定等により、森林とのふれあいや国民参加の森林^{もり}づくり等国民の要請に対応しました（箇所数は平成 29 年度末）。
- ・ 優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林である「レクリエーションの森」は、全国で 881 か所、33 万 6 千 ha となり、多くの国民、外国人観光客に利用されました（平成 30 年 4 月 1 日現在）。
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興については、津波により被害を受けた海岸防災林約 59km（民有林直轄治山事業を含む）のうち、約 4 割が事業完了、約 6 割が事業実施中となっています。また、福島県等の森林において、生活環境の安全・安心の確保と森林・林業の再生に向けて、放射性物質の分布状況の調査や除染等に取り組みました。
- ・ 国有林野事業の債務返済については、平成 29 年度末までに累計 569 億円となりました。



造林地と北アルプス（中部森林管理局）